

**大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託に係る
公募型プロポーザル審査要領**

1. 審査要領の位置付け

本審査要領は、「大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託業者選定審査委員会」が、当該業務委託の契約の相手方となる候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するに当たり、公募型プロポーザルにおける委託候補者の選定方法及び審査基準を示すものである。

2. 委託候補者の選定方法

- ・期限までに提出された応募書類をもとに事務局において参加資格審査を行い、参加資格を満たしていると判断された者が審査対象者となる。
- ・審査対象者が3者以下の場合は、欠格者を除くすべての者に第二次審査の書類等提出及びプレゼンテーション出席の要請を行う。

3. 審査における欠格条件

以下の場合は欠格とする。

- (1) 管理技術者が建築士法による一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び建築分野の照査技術者が参加表明書の提出者である組織に属していない場合
- (3) 管理技術者が1名に満たない場合
- (4) 照査技術者が各1名に満たない場合
- (5) 管理技術者が照査技術者を兼任している場合、又は照査技術者が他の分野の照査技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所が指名停止期間中である場合
- (7) その他町が設定する条件を満たしていない場合

4. 第一次審査

(1) 審査概要

- ア 第一次審査は、提出された参加表明書等をもとに審査を行う。
- イ 事業者（有資格者）状況調書（様式4）をもとに、配置予定の技術者の資格の判定を行い、判定の結果を配置予定の技術者の資格得点とする。
- ウ 配置予定管理技術者経歴書（様式5）及び配置予定照査技術者経歴書（様式6）をもとに、配置予定の技術者の業務実績の判定を行う。判定の結果を配置予定の技術者の業務実績得点とする。
- エ 第一次審査の得点は、配置予定の技術者の資格得点及び業務実績得点の合計とする。
- オ 第一次審査の得点は60点満点とし、内訳は資格得点が20点、業務実績得点が40点とする。
- カ 参加資格を有する応募者数が4者を超える場合は、合計得点の上位3者を選定する。ただし、合計得点と同点となった場合はこの限りでない。

(2) 配置予定技術者の資格得点

配置予定の技術者の資格は、各担当照査技術者について、評価項目の配点に資格評価係数を乗じて得点を算出するものとし、満点は20点とする。小数点以下は第2位を四捨五入する。

【計算式】配置予定技術者の資格得点 = ①評価項目の配点 × ②資格評価係数

①評価項目の配点

評価項目	分野	配点
担当照査技術者	建築	10
	機械設備	6
	電気設備	4

②資格評価係数

分野	資格	係数
建築	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
機械設備	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、一級建築士、技術士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士、その他	0.2
電気設備	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、一級建築士、技術士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士、その他	0.2

(3) 配置予定技術者の業務実績得点

配置予定の技術者の業務実績は、各技術者について、評価項目の配点に業務実績の係数を乗じて得点を算出するものとし、満点は40点とする。小数点以下は第2位を四捨五入する。

【計算式】配置予定技術者の業務実績得点 = ①評価項目の配点 × ②業務実績係数

①評価項目の配点

評価項目	分野	配点
管理技術者	—	15
照査技術者	建築	12
	機械設備	7
	電気設備	6

②業務実績の係数

評価項目（業務実績）	係数
延べ面積4,000㎡以上の体育館の大規模改修工事の基本設計又は実施設計	1.0
延べ面積4,000㎡以上の体育館の新築工事の基本設計又は実施設計	0.8
延べ面積2,000㎡以上の体育館の大規模改修工事の基本設計又は実施設計	0.6
延べ面積2,000㎡以上の体育館の新築工事の基本設計又は実施設計	0.4

注：大規模改修工事とは、建物全体の維持管理のため建築、機械設備及び電気設備のそれぞれの修繕・改良工事の一つの工事契約として総合的に実施するものとする。

5. 第二次審査

(1) 審査概要

- ア 第二次審査は、提出された技術提案書等によるプレゼンテーション及びヒアリングを基に審査委員会で行う。
- イ 技術提案書（様式7）及び課題に対する提案書（様式9）をもとに、要項8(2)の課題に対する3つの技術提案に係るC～Eの的確性、独創性及び実現性について審査を行う。
- ウ 業務実施方針及び手法（様式8）をもとに、A業務の理解度及び取組意欲及びB実施方針の的確性、独創性及び実現性について審査を行う。
- エ A～Eにおける審査の結果を技術提案書等の得点とする。
- オ 参考見積書（任意様式）を基に、審査対象者ごとの得点を算出する。
- カ 第二次審査の得点は、技術提案書等の得点と参考見積額の得点の合計とする。
- キ 第二次審査の得点は200点満点とし、その内訳は技術提案書を180点、参考見積額を20点とする。

(2) 技術提案書の審査

第二次審査における技術提案書等（様式7及び様式9）の評価項目の配点及び係数は以下のとおりとする。

- ・提出された技術提案書等及びヒアリングの内容を踏まえ、審査委員の主観的評価により総合的に判定を行う。
- ・得点は各審査委員の得点を平均して算出し、小数点以下は第2位を四捨五入する。

①評価項目の配点

評価項目		配点
A 業務の理解度及び取組意欲		36
B 実施方針の的確性、独創性及び実現性		36
技術提案課題に対する 提案の的確性、独創性 及び実現性	C アリーナ及び柔剣道場の空調設備方式について	36
	D 利用者に寄り添った工程について	36
	E ライフサイクルコストの低減について	36

②評価項目の評価係数

評価項目	評価の着目点	評価係数				
		非常に高い	高い	普通	やや不十分	不十分
A	業務の内容及び背景、手続き等に対する理解度及び積極性	1.0	0.75	0.5	0.25	0.0
B	業務の取組体制、設計上の重点配慮事項に関する的確性、独創性及び実現性					
C	技術提案課題に対する提案の的確性、独創性及び実現性					
D	〃					
E	〃					

(3) 参考見積額の得点

見積価格が最も低い者に20点を付与する。その他の者の得点は以下の計算式で求め、小数点以下は第2位を四捨五入する。

【計算式】 参考見積額の得点 = 20点 × 最低見積価格 / その者の見積価格

6. 委託候補者の選定

- ・ 審査対象者の総合得点は、第一次審査の得点と第二次審査の得点の合計とする。
- ・ 総合得点が高い者から、審査委員会において委託候補者及び次席者を選定する。
- ・ 総合得点と同じものが2者以上あった場合は、技術提案書等の得点が高い者を上位として順位づけを行う。